

令和3年12月22日

令和4年度薬価制度改革について

日本ジェネリック製薬協会  
会長 澤井 光郎

本日、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」）において、「令和4年度薬価制度改革の骨子（案）」が了承されましたが、これに関し日本ジェネリック製薬協会から次のとおり意見を表明します。

今回の骨子（案）においてはジェネリック医薬品に関して、「診療報酬改定がない令和3年度に薬価改定が行われ、今後薬価改定が毎年行われることによる薬価への影響等を見ていく必要があることから、新規後発品の薬価算定については、現在のルールを維持することとする。」とされました。

これは私どもの要望を反映いただいたものであり、ジェネリック医薬品業界の状況をご理解いただきましたことに感謝を申し上げます。

一方で、薬価制度改革の議論の中で、今般の一連の不祥事及び供給不安の問題、また、当協会の信頼回復に向けた取組みに関する課題について、中医協委員より様々なご意見をいただきました。

これらのご意見を中医協の総意として真摯に受け止め、当協会として、ジェネリック医薬品の信頼回復に向けた取組みをより一層進め、患者様及び医療関係者の皆様に「安心」して使用いただけるジェネリック医薬品の安定的な供給に向けて取り組んでまいり所存です。

以上